



SPACE

スペース倶楽部

2020/1 vol.165

★★★ブレーカーについて★★★

令和元年も残りわずかとなりました。

毎年恒例になっている今年の世相を漢字1字で表す今年の漢字は、京都市東山区の清水寺にて【令】が選ばれました。新元号が令和となり、新時代の希望を感じさせたことや、【令】の持つ、良い・立派な、などの意味、書き方に注目が集まったことが反映されたそうです。

さて、今回はブレーカーについてご説明させていただきます。

建物の中には電気供給の為、一般的に分電盤が設置されており、分電盤の中にはブレーカーが設置されています。そして、ブレーカーには大きく分けて3種類あります。

アンペアブレーカー(契約ブレーカー)

漏電ブレーカー

安全ブレーカー

※スマートメーターで電気使用料を設定している場合などは、

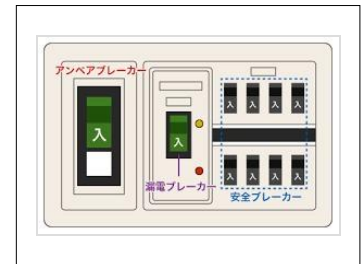
一部異なる場合があります。

一般的に室内の電気が契約している電氣量を超えた場合、アンペアブレーカーが落ち、回路ごとに規定された電氣量を超えた場合、安全ブレーカーが落ちますが、漏電ブレーカーは落ちません。漏電ブレーカーが落ちた場合は室内で漏電している可能性があります。

漏電箇所を特定する手順としてアンペアブレーカーと漏電ブレーカーが上がる状態であれば、安全ブレーカーを全て下げて、ひとつずつ上げていくと、異常がある安全ブレーカーを上げた時に漏電ブレーカーが落ち、漏電している回路の特定ができます。但し、一度落ちた漏電ブレーカーが再度上がらない場合は、漏電ブレーカー本体の老朽化による故障が考えられ、本体の交換が必要となります。漏電ブレーカーの耐用年数は15年が目安と言われています。

最近、管理物件では、入居者が外出先から帰宅すると室内の通電がされておらず、漏電ブレーカーが落ちており、何度試しても漏電ブレーカーを上げる事ができないとの事例が増えております。漏電ブレーカーが上がらないと全ての通電が遮断されてしまい、生活に支障をきたすことになります。

今後、解約後の内装工事を行う際には、漏電ブレーカーの交換もご提案させていただきます。



最後に、弊社の年末年始の休業期間は、下記の通りとなります。

○年末年始休業期間：2019年12月28日（土）午後1時～2020年1月5日（日）迄
時節柄、ご多忙のことは存じますが、くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。

来年も変わらぬご愛顧のほど、よろしく願いいたします。